

障害者福祉課

区立児童発達支援センターにおける給食費の負担軽減策の実施について

令和5年9月から、区立児童発達支援センター(以下「センター」といいます。)の通園クラスに在籍する全ての児童について、給食費の保護者負担を軽減し無料とします。

1 センターの概要と給食費の取扱い

区は、発達につまずきや遅れがある乳幼児・児童を対象に、日常生活における基本的な動作や自立に必要な知識及び技能の習得、集団生活への適応を支援するため、児童発達支援センターを令和2年4月に開設しました。

センターでは、施設に日々通い療育を受ける通園クラス(3歳から5歳までが対象)において給食費に係る自己負担として1食当たり200円を徴収し、低所得世帯や2人目以降を無料としています。これは、センターが児童福祉法で児童福祉施設に位置付けられていることなどから、基本的に保育所と同等としつつ、利用回数ごとの負担を基本としている障害福祉サービスに合わせて、給食費を定額徴収ではなく1食当たりの費用として、区の児童発達支援センター条例及び事業運営要綱に規定し、徴収しています。

2 認可保育園等と連携した給食費負担軽減の必要性

令和4年に区が実施したアンケート調査などにおいて、センターを利用する児童の保護者から、療育に係る費用負担の軽減を求める声が寄せられています。また、認可保育園等との「併用通所」(午前中はセンターに通所し、午後は各併用通所先の認可保育園等に通所)の利用者は、本年6月現在、通園クラス全体の6割を超えるなど、センターは、認可保育園等と密接に連携しながら運営している状況です。

こうしたことから、区は、今後、センターの給食費において、保護者の経済的な負担軽減策を認可保育園等との連携も踏まえながら実施し、療育を必要とする児童の全てが、安定して療育等を受けられるよう支援する必要があります。

3 負担軽減の概要

(1) 対象

センターの通園クラスに在籍し、現在、保護者負担分の給食費の負担対象となっている児童(令和5年5月現在:在籍総数76人のうち、給食費を徴収している47人が対象)

(2) 実施手法（規定整備）

「港区立児童発達支援センター条例」を改正し、センターの通園クラスに在籍する児童の保護者から、給食費を徴収しないこととします。

(3) 経費（区の歳出額）

令和5年度：約1,040千円（令和5年9月分給食費から負担軽減開始）
（※年額：約1,778千円）

4 スケジュール（予定）

令和5年6月下旬	令和5年第2回区議会定例会（補正予算案及び改正条例案提出）
7月～	関連要綱の改正、利用者への周知
9月～	給食費の負担軽減開始